

【佐世保市福祉事務所】医療券連名簿について

- ・生活保護受給者（被保護者）に対し、医療扶助を決定した場合、福祉事務所から医療の種類（入院、入院外、歯科、調剤）に応じて、生活保護法医療券・調剤券（以下、「医療券等」という。）を発行します。
- ・診療報酬請求の際には、医療券等の記載事項を、診療報酬明細書（レセプト）等に正確に転記してください。
- ・医療券等の内容と診療報酬明細書（レセプト）の記載内容が異なる場合は、返戻対象となります。
- ・医療機関で把握している生活保護受給者（被保護者）の情報と、医療券の記載内容が相違している場合は、担当ケースワーカーへご連絡ください。

・レセプト請求の際、受給者番号は正確に転記してください。

・同一月に入院と外来がある場合でも、受給者が同一人物の場合は、同じ受給者番号になります。

備考には福祉事務所では把握している情報を表示しています。

個人検索番号（福祉事務所使用）
 医科・歯科の種類別
 社会保険の種類・後保等
 公費（結核等） など

医療券連名簿（令和 6年 8月分）

（公費負担者番号： 48 ）

氏名 生年月日 (性別)	診療年月 有効期間	単併 診療別	本人支払額 傷病名	地区 担当	備 考 (他法・その他)
0000216 保護 太郎 昭和20年 1月 1日 (男) 情報市生活宿 111-111	令和 6年 7月 1日から31日まで	単 入院外		北山 松畑	50042-01 後保
0000216 保護 太郎 昭和20年 1月 1日 (男) 情報市生活宿 111-111	令和 6年 7月 1日から31日まで	単 入院外		北山	50042-01 後保

受付、問診時に誤って伝えられる場合がありますので、必ずご確認ください。

※性別は氏名で判断できない場合がありますのでご注意ください。

令和6年7月1日～31日の受診（入院、外来）が、医療扶助の適用期間です。

・単：単独券
 ・併：併用券

同月、同一人物で、単独券と併用券の両方の受給者番号がある場合や、併用券を請求したはずなのに、単独券が届いている場合など、記載内容に**ご不明な点がございましたら福祉事務所までお問い合わせください。**

・本人支払額（患者負担金）は、被保護者が窓口で支払う額です。

・被保護者の収入状況によって額の変更があり、毎月同じ金額が継続的に発生するとは限らないのでご注意ください。

・担当ケースワーカーから連絡を受けた本人支払額と印字されている額が違う場合は、必ずご連絡ください。

・本人支払額はレセプトへ正確に転記してください。（本人支払額と請求額が同額で、請求額が0円であっても、レセプト請求は必要となります。）

110004